

令和 8 年度廃棄物焼却施設の熱回収利用高度化実証事業（補助事業） 公募要領

令和 8 年 7 月

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課

※本応募に当たり、環境省幹部及び担当官への採択の陳情等は厳に慎んでください。また、採否通知以前に環境省幹部及び担当官へ採否の感触を照会する等の行為についても厳に慎んでください。

1. 事業の目的

2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に向けて、廃棄物分野においても一層の脱炭素化を進めることが喫緊の課題となります。また、第 5 次環境基本計画で打ち出された「地域循環共生圏」は、自立・分散型の社会を形成しつつ近隣地域等と地域資源を補完し、支え合う考え方であり、廃棄物処理施設においても多面的な価値に着目し、地域活性化に取り組むことが重要です。

令和 3 年 8 月 5 日の中央環境審議会循環型社会部会では、廃棄物・資源循環分野における GHG 排出実質ゼロの達成に向け、対象とする排出範囲や、削減対策の実施に関する基本的な考え方を整理し、対策シナリオ別の削減見込みの試算を行い、「廃棄物・資源循環分野における 2050 年温室効果ガス排出実質ゼロに向けた中長期シナリオ（案）」として取りまとめ、公表しました。これに関連して、2027 年度までを計画期間とした「廃棄物処理施設整備計画」（令和 5 年 6 月閣議決定）では、気候変動への対応について、2050 年カーボンニュートラルに向けた脱炭素化や循環型社会の実現に向けた資源循環の強化の視点を新たに記載し、対策内容を強化しています。

今後は、循環経済への移行により、カーボンニュートラルやネイチャーポジティブを実現するとともに、経済安全保障や産業競争力強化に貢献し、地域課題解決等を達成し、持続可能な地域づくりや地方創生を通じ、循環型社会の形成を進め、持続可能な社会の実現（脱炭素社会・循環型社会・自然共生社会の同時実現）に繋げていくことが、一層必要となります。

廃棄物処理施設から発生する熱エネルギーの利活用は、化石燃料代替による CO2 削減効果に加え、地域課題の解決や地域活性化に資する新たな価値の創造に繋がる有効な手段である一方、既存の熱導管方式による熱供給は供給範囲が限定されることから、施設の立地条件や熱需要の偏在等により十分に活用されていない事例も多く、未利用熱が相当量残存している状況にあります。

蓄熱輸送技術は、時間的・空間的制約を超えて未利用熱を地域固有の熱源として利用可能とする技術である一方、これまでの活用は温風や温水等による利用にとどまっています。特に産業部門においては蒸気による熱需要が大きいことから、廃棄物処理施設における熱利用の高度化を図るためには、排熱を安定的に可搬し、需要側において蒸気として利用可能な蓄熱輸送技術の導入が有効となります。そのためには、当該技術の成熟度の向上と、経済合理性の確保が課題となっています。

本業務では、廃棄物処理施設から発生する熱エネルギーを蓄熱輸送技術により回収・輸送し、蒸気として利用する実証について、事業に要する経費の一部を国が補助することにより、廃棄物処理施設における新たな熱回収・利用の高度化システムを構築し、当該技術の早期の社会実装を図ることを目的とします。

2. 実施対象事業

実施対象事業は、廃棄物焼却施設の排熱を熱源とし、蓄熱材等を用いたオフライン熱輸送システムにより蒸気として利用することに貢献する実証事業とします。なお、次の（１）～（７）のいずれの要件にも該当する取組であることとします。

また、本事業は、事業の有効性、エネルギー削減効果、CO₂ 排出量削減効果を評価・検証するとともに、経済的及び技術的観点から、事業の実現可能性について評価・検証するものとします。

【要件】

- （１）特別会計に関する法律（平成 19 年法律第 23 号）を踏まえ、エネルギー起源 CO₂ 排出量の削減に資する取組であること。
- （２）実証事業のサイトは、一般廃棄物処理施設に限定しないが、実証事業から得られる知見は一般廃棄物処理施設に活用できるものであること。
- （３）地域循環共生圏の構築に資する実証事業であること。
- （４）廃棄物処理施設の熱回収利用に関する技術的課題の解決に資する実証事業であること。
- （５）実証事業終了後の出口戦略（例：事業終了後の地域産業への蓄熱輸送システムによる蒸気利用の実装に向けた検討内容・スケジュール等）が明確であること。
- （６）実証事業の結果、全国的に水平展開でき、一般廃棄物処理施設への普及促進が期待される事業であること。
- （７）温室効果ガス排出削減目標が設定されていること。

3. 公募対象者

本事業の公募対象者は、以下の（１）～（５）のいずれかに該当する事業者とします。また、複数の事業者による共同申請も可能です。ただし、共同申請の場合、原則として、その主たる業務を行う事業者が代表事業者として一括して受託することとし、共同実施者の対象は二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物焼却施設の熱回収利用高度化実証事業）交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めたとおりとします。

- （１）地方公共団体
- （２）民間企業
- （３）独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
- （４）一般社団法人若しくは一般財団法人又は公益社団法人若しくは公益財団法人

(5) その他法律によって直接設立された法人

4. 事業費・採択件数・事業実施期間

(1) 補助の対象

対象となる経費は、事業実施のために直接必要な費用であって下表に掲げる費目に該当するものとします。下表に示した費目に該当しない経費は対象となりません。

見積りに基づかない高額な積算、実態が不明瞭な積算については、対象外経費（事業者負担）とします。

<補助事業の経費の区分>

1 区分	2 費目	3 細分	4 内 容
工事費	本 工 事 費	(直接工事費) 材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産省、国土交通省の両省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用）、 ②水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料）、 ③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）
		(間接工事費) 共通仮設費	次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用、 ②準備、後片付け整地等に要する費用、 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用、

			④技術管理に要する費用、 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。
		一般管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。
	付 帯 工 事 費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	機 械 器 具 費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測 量 及 試 験 費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては、請負費又は委託料の費用をいう。
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。
業務費	業務費		事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においてこれに要する材料費、人件費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、請負又は委託により調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においては、請負費又は委託料の費用をいう。
事務費	事務費		事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金等、諸謝金、旅費、需用費、役

			務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいい、内容については別表に定めるものとする。 事務費は、工事費、設備費及び業務費の合計金額に対して次表に定められた率を乗じて得られた額の範囲内とする。 <table><tr><th>号</th><th>区分</th><th>率</th></tr><tr><td>1</td><td>5000 万円以下の合計金額に対して</td><td>6.5%</td></tr><tr><td>2</td><td>5000 万円を超え 1 億円以下の合計金額に対して</td><td>5.5%</td></tr><tr><td>3</td><td>1 億円を超える合計金額に対して</td><td>4.5%</td></tr></table>	号	区分	率	1	5000 万円以下の合計金額に対して	6.5%	2	5000 万円を超え 1 億円以下の合計金額に対して	5.5%	3	1 億円を超える合計金額に対して	4.5%
号	区分	率													
1	5000 万円以下の合計金額に対して	6.5%													
2	5000 万円を超え 1 億円以下の合計金額に対して	5.5%													
3	1 億円を超える合計金額に対して	4.5%													

別表

1 区分	2 費目	3 細目	4 細分	5 内 容
事務費	事務費	社会保険料		この費目から支弁される事務手続きのために必要な労務者に対する社会保険料と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。
		賃金等		この費目から支弁される事務手続きのために必要な労務者に対する給与のほか、地方公共団体の会計年度任用職員に支給する報酬・期末の支払に要する費用をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
		謝礼金		事業を行うために必要な会議等に参加した外部専門家等に対する謝金、講演・原稿の執筆・研究協力等に対する謝金をいう。
		旅費		この費目から支弁される事務手続きのために必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		需用費	印刷製本費	この費目から支弁される事務手続きのために必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。
		役務費	通信運搬費	この費目から支弁される事務手続きのために必要な郵便料等通信費をいう。

			雑役務費	事業を行うために必要な派遣職員等役務の提供を受けた対価をいう。
		委託料		この費目から支弁される事務手続きのために必要な業務の一部を外注する場合において、当該外注により発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経費をいう。
		使用料 及賃 借料		この費目から支弁される事務手続きのために必要な会議に係る会場使用料（借料）をいい、目的、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		消耗品 費 備品購 入費		この費目から支弁される事務手続きのために必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、使用目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。

◇補助対象とならない経費

- ・事業に必要な用地の確保に要する経費
- ・建屋の建設（本事業の実施に伴い必要となる設備等の維持、管理に必要となる必要最小限度のもので、専ら補助事業においてのみ使用し、他用途へ転用することができないものを除く。）にかかる経費
- ・事業実施に携わる技術開発機関等の事業内容に照らして当然備えているべき機器、汎用性の高い備品等（パソコン、机、椅子、事務機器等）の購入費
- ・学会、講演会等、事業に直接関係のない会議の参加のための旅費
- ・事業実施中に発生した事故・災害の処理に要する経費
- ・事業に係る特許出願料等の登録免許に関する経費
- ・既存施設、設備等の撤去費
- ・その他、事業の実施に関連性のない経費

◇その他留意事項

この補助金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び交付要綱の適用を受けます。補助金の目的外使用等の違反を行った者に対しては、補助金の交付決定の取消し、返還等、適正化法等による処分の対象となりますので、十分に留意してください。

補助金の管理は、代表事業者が行ってください。

取得財産のうち財産処分制限を受ける財産の取得は代表事業者のみが可能であり、共同実施者は財産を取得することはできません。

（２）事業費と採択件数

応募区分は補助事業とし、1 件程度の採択を予定しています。単年度の事業費は、1 件当たり上限 1.5 億円とし、当該事業費に対する補助率は 3 分の 2 以内（補助額の上限は 1.0 億円）とします。

また、応募に当たっては、年度・経費区分ごとの内訳の提出が必要になります。

（3）事業実施期間

原則として事業実施期間は 3 年度以内とします。

複数年度で行う事業の実施者は、毎年度の評価・検証内容の達成目標をあらかじめ設定し、目標の達成について自己評価を行っていただきます。設定した目標の達成状況等については、各年度末に中間評価を行うこととし、事業継続実施の可否について審査します。なお、複数年度の事業の実施は、後年度において所要の予算が措置されることを前提とするものであり、複数年度の事業の実施を保証するものではありません。また、複数年度の事業の場合に、2 年度目以降の事業費を見積もることになりますが、2 年度目以降の補助金については、所要の予算額が措置されなければ減額される可能性もありますので、あらかじめ御了承ください。

また、天災等の不可抗力により技術開発・実証の進捗が大幅に遅れ、その遅れの取戻しに努力しているものの、当初の実施期間のままでは所期の成果の達成が困難な状況であるが、実施期間を延長することによって所期の成果が生み出される十分な見込みがあると認められる場合には、技術開発・実証の実施期間全体の予算を増加させないことを前提に最大 1 年度の延長を認めることがあります。

5. 選考

（1）選考方法

各種要件を満たしているか等について事前審査（書面審査）を行った上で、有識者で構成される廃棄物焼却施設の熱回収利用高度化実証事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）において応募者からヒアリングを行い、採択事業を決定します。

おおよそのスケジュールは以下のとおりです。事前審査（書類審査）に合格した応募者のみ審査委員会にご出席いただき、応募内容の発表・質疑応答を受けていただきます。事前審査（書類審査）の採否については、事務局より電子メールにて連絡します。

- ・事前審査（書類審査）：令和 8 年 8 月中旬～8 月下旬
- ・審査委員会：令和 8 年 8 月下旬～9 月上旬

（2）選考基準

以下の基準に基づき選考を行います。

・事前審査（書類審査）

- ① 特別会計に関する法律（平成 19 年法律第 23 号）を踏まえ、エネルギー起源 CO2 排出量の削減に資する取組であること。
- ② 実証事業のサイトは、一般廃棄物処理施設に限定しないが、実証事業から得ら

れる知見は一般廃棄物処理施設に活用できるものであること。

- ③ 地域循環共生圏の構築に資する実証事業であること。
- ④ 廃棄物処理施設の熱回収利用に関する技術的課題の解決に資する実証事業であること。
- ⑤ 実証事業終了後の出口戦略（例：事業終了後の地域産業への蓄熱輸送システムによる蒸気利用の実装に向けた検討内容・スケジュール等）が明確であること。
- ⑥ 実証事業の結果、全国的に水平展開でき、一般廃棄物処理施設への普及促進が期待される事業であること。
- ⑦ 温室効果ガス排出削減目標が設定されていること。

・採択において考慮する事項

デコ活応援団への参画又はデコ活宣言を実施する等、デコ活に関する取り組みを行っている場合は、応募様式もしくは参考資料にご記載ください。

※デコ活等を行っていることが採択への必須条件ではございませんので、ご注意ください。

・審査委員会における審査

- ① 技術課題の妥当性
- ② 事業における環境改善効果の評価方法
- ③ 実現した場合の CO2 排出量等の削減効果の見込み
- ④ 事業計画・スケジュール
- ⑤ 事業の横展開可能性及び終了後の出口戦略

（３）選考結果

選考結果は、令和８年９月（予定）に電子メールにて連絡します。

なお、採否の理由についてのお問い合わせには応じられません。また、採択された事業については、実施者名、事業概要などを公表します。さらに、選考結果によっては、補助額の調整を行わせていただく可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

6. 応募方法

（１）応募方法

応募様式に必要事項を記入の上、電子メールでご応募ください。応募様式に加え、参考資料として説明資料（A4 片面、数枚程度）を添付いただくことも可能です。電子メールの件名を「令和８年度廃棄物焼却施設の熱回収利用高度化実証事業の応募について」としてください。電子メールで提出後、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課に電話にて提出した旨をご連絡ください。（宛先及び連絡先は「（２）提出及び問合せ先」を参照。）

（２）提出及び問合せ先

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課

メール：hairi-haitai@env.go.jp

電話：03-5521-9273

(3) 応募締切

令和8年8月20日（木）18時（必着）

7. 注意事項

(1) 採択に当たっての留意事項

事業ごとの具体的な金額については、事業計画を精査の上決定します。審査委員会による審査の結果、事業の熟度や具体性、事業実施に伴う効果等に応じて減額される場合もあります。見積もりに基づかない高額な積算、実態が不明瞭な積算については査定の対象外とします。また、採択に当たっては、審査結果や委員の意見等を考慮して、計画の内容、事業費、実施体制等の変更を条件として付す場合があります。従って、決定される補助額は、応募者が記載する申請金額と必ずしも一致するものではありません。

(2) 採択された場合の留意点

- ① 採択された場合は、補助金の交付申請書を提出していただきますので、担当官の指示に従って速やかに書類の準備をお願いします。特に、対象経費については、明確な積算根拠を提出していただくので、事業申請の段階から積算根拠の明確化に努め、書類の提出等を速やかに行っていただくようにお願いします。
- ② 各採択事業は、採択事業の提案者が主体的に事業を実施していただくこととなりますが、採択事業の進捗管理並びに各採択事業の実施に係るCO2削減効果等及び経済的・技術的観点から事業の実現可能性を第三者的に評価・検証することとなっています。そのため、事業計画に基づく事業の適切な実施並びにCO2削減効果等及び事業の実現可能性の算定・評価に必要な範囲において、採択された事業の提案者は、担当官の指示に基づき、事業の進捗状況の報告、資料の作成・提出、評価検討会への出席及び最終報告（口頭）、並びに成果報告書の提出等を行っていただくこととなりますので、あらかじめ御了承ください。現時点で想定している採択後のスケジュールは以下のとおりです。

・事業の実施	: 令和8年9月頃～
・成果報告書（案）の提出	: 令和9年2月
・評価検討会での最終報告	: 令和9年2月上旬～2月中旬
・成果報告書の提出	: 令和9年3月末

(3) 成果の公表・発表

報告に係る情報については、補助事業の目的の達成のため、事前に相談の上で関係省庁に共有し又は一部を公表する場合があります。また、環境省にて実施する成果報告会等での発表の協力を依頼する場合があります。

(参考)

令和8年度廃棄物焼却施設の熱回収利用高度化実証事業 評価基準表

評価項目	評価の観点	得点配分
① 技術課題の妥当性	新規性があり、一般廃棄物処理施設に関する廃棄物処理の具体的課題を設定し、その課題の解決に向けた事業であるか。	20
② 事業における環境改善効果の評価方法	提案された事業の実施によって実現されるCO2排出量の削減効果、エネルギー削減効果、及びその他の環境負荷の低減効果に係る評価方法が具体的に示されているか。	20
③ 実現した場合のCO2排出量等の削減効果の見込み	提案された事業が実現・展開した場合、CO2排出削減量やコスト削減効果が見込まれているか。また、その削減量は定量的に示されているか。	20
④ 事業計画・スケジュール	提案された事業の計画・スケジュールが具体的かつ実施可能なものであるか。	20
⑤ 事業の横展開可能性及び終了後の出口戦略	提案された事業の内容が、経済的及び技術的観点から将来的な展開の可能性が高いといえるか。また、事業終了後の出口戦略が具体的に提案されており、評価・検証の結果、全国的に水平展開でき、一般廃棄物処理施設への普及促進が期待されるものであるか。	20
合計		100
※各項目の点数に係数に乗じて得点を算出し、満点は100点とする。 ※事業費の妥当性についても、あわせて審査を行う。 ※デコ活応援団への参画又はデコ活宣言を実施する等、デコ活に関する取り組みを行っている場合は、応募様式もしくは参考資料にご記載ください。内容を踏まえ、採択において一定の考慮をいたします。応募様式に加え、参考資料として説明資料（A4片面、数枚程度）を添付いただくことも可能です。		